

大分県営北川発電所など5水力発電所の売電に係る仕様書

1 適 用

本仕様書は、大分県企業局（以下「企業局」という。）が所有する大分県営北川発電所など5水力発電所（以下「対象発電所」という。）で発電する電力の売電に適用する。

2 業務内容

（1）概 要

対象発電所が発電する電力のうち、発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全ての電力（以下「供給電力量」という。）を、電力受給契約（以下「本契約」という。）を締結した者（以下「買受人」という。）に売電するものとする。

買受人は、企画提案した環境価値の有効活用等（以下「地域貢献等」という。）に係る取組みを実施するものとする。

（2）対象発電所

水 系	北川水系		山国川水系	大分川水系	
発電所名	北川発電所	桑原発電所	耶馬溪発電所	芹川第一発電所	芹川第二発電所
所 在 地	宮崎県 延岡市北川 町川内名	大分県 佐伯市宇目 大字南田原	大分県 中津市耶馬溪町 大字大島	大分県 由布市庄内町 五ヶ瀬	大分県 由布市庄内町 竜原
発電方式	ダム水路式	ダム水路式	ダム式	ダム水路式	ダム水路式
最大出力	25,100 kW	2,800 kW	1,700 kW	11,000 kW	10,400 kW
連系電圧	66 kV	66 kV	6.6 kV	66 kV	66 kV
周 波 数	60 Hz	60 Hz	60 Hz	60 Hz	60 Hz
特記事項	桑原発電所 と一括受電 ※1	北川発電所 にて一括受 電※1	耶馬溪ダム従属 により調整運転 不可	大規模改良事業 により停止中※2	大規模改良事業 により停止中※2

※1 北川水系には上記の他に下赤発電所があり、同様に北川発電所で一括受電となるが、売電期間中の全てにおいて停止となるため除外している。

- ※2 芹川第一発電所、芹川第二発電所は大規模改良事業により令和10年度からFITで売電する見込みであり、令和10年3月末日までの試運転期間中について、FIT対象外として売電する。

3 売電期間

令和8年4月1日0時から令和10年3月31日24時までの2年間とする。

4 供給電力量

(1) 予定売電電力量

ア 令和8年4月から令和10年3月までの予定売電電力量

令和8年度	69,100,000 kWh
令和9年度	65,365,000 kWh
合 計	134,465,000 kWh
平 均	67,232,500 kWh

イ 令和8年4月から令和10年3月までの月別予定売電電力量は、別紙2「月別予定供給電力量」のとおり。

ウ 対象発電所は気象状況等により供給電力量が変動するため、予定売電電力量を保証するものではない。

エ 自然影響、保守点検作業、機器故障等により年間売電電力量に変動が生じても、企業局は発電した全量を売却し、買受人は全量を購入するものとする。

(2) 実績供給電力量

対象発電所の直近10年間の月別実績供給電力量を別紙3「月別実績供給電力量」に示す。なお、直近3年間の時間別実績発電電力量については、本公募の参加資格を有すると通知された者に提示する。

(3) 発電停止予定

ア 令和8年4月から令和10年3月までの発電停止予定は、別紙4「発電停止予定」のとおり。

イ 設備停止作業は予定であり、日時等を確定するものではない。

5 発電計画

- ア 企業局は、原則として、対象発電所の毎日の発電計画を買受人へ通知する。
- イ 通知時刻及び通知方法等については、企業局と買受人との協議により定めるものとする。
- ウ 通知後の買受人の都合による発電見込みの変更は原則として認めない。
- エ 河川やダム流入状況により出力の増減の影響を受ける場合には、発電計画と実績値で相違することがある。

6 発電の停止及び制限

企業局は、発電計画の通知以降において、次の理由等により、発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更できるものとする。なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や速やかな通知に努める。

- (1) 発電所の施設や設備の故障
- (2) 取水する河川の流量変動やダムの流入量変動（ダム放流量の変動を含む）
- (3) 取水設備への塵芥付着等による取水量の変動
- (4) 河川管理者、利水関係者、利害関係者からの要請
- (5) 一般送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
- (6) 一般送配電事業者からの指示・要請
- (7) 電力広域的運営推進機関からの指示
- (8) 災害等が発生又は発生するおそれがある場合
- (9) 公衆保安確保に関する要請
- (10) 警察機関、消防機関、水防機関からの要請
- (11) その他保安上の必要がある場合

7 設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するために、保守点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。

ただし、送配電線の停電及び発電設備の故障もしくは不具合等により、緊急に点検等を行うために発電停止する場合には、企業局は速やかにその内容を買受人へ通知する。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

8 電力量料金

（1）電力量の算定

ア 計量器の検針は、原則として毎月末日 24 時に行うものとし、検針方法は、一般送配電事業者、企業局及び買受人の協議により決定する。

イ 計量器に故障等が生じた際には、直ちに相手方にこれを通知するものとし、この故障等の時間内における電力量の算定は、その都度、企業局と買受人との間で協議するものとする。

（2）電力量料金の算定

ア 買受人が企業局に支払う毎月の電力量料金は、原則として次に定める算定方法による。なお、単位は 1 円とし、その端数は切り捨てる。

【従量制の場合】

電力量料金＝当該月の売電電力量×買取単価＋消費税等相当額

【二部料金制の場合】

電力量料金＝ 当該月の基本料金
＋当該月の売電電力量×従量料金単価＋消費税相当額

（ア）基本料金の月額、平均予定売電電力量に買取単価（電力量料金単価）を乗じて得た金額から、平均予定売電電力量に（イ）に定める従量料金単価を乗じて得た金額（1 円未満の端数は切り上げ）を差し引いた金額の 12 分の 1 の金額とし、端数については 3 月の月額料金に加算した金額（1 円未満の端数は切り捨て）とする。

（イ）従量料金単価は、買取単価（電力量料金単価）に従量料金割合を乗じた額

(1 銭未満の端数は四捨五入) とする。

(注) 消費税等相当額とは、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により課される消費税及び地方税法(昭和 25 年法律 226 号)の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てる。

イ 対象発電所から供給する電力には、非化石価値等の付加価値(以下「環境価値」という。)を含むものとするが、エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(平成 21 年法律第 72 号)等の環境価値に関する法令等に改正があった場合には、企業局と買受人との間で協議するものとする。

(3) 電力量料金の支払い

企業局は、毎月、当該月の電気料金を、納入期限を記載した納入通知書により買受人に通知し、買受人は納入期限までに企業局へ支払うものとする。

なお、買受人は自己の責めに帰すべき理由により、納入期限までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき所定の遅延利息を加算して企業局へ支払うものとする。

(4) 容量市場における収入の取り扱い

ア 企業局と電力広域的運営推進機関が締結した容量確保契約により企業局が得られる収入については、この電力量料金による収入との精算を行わないことから、買取単価は、容量市場における kW 価値を除くものとする。

イ 買受人の責により容量市場の計画停止及び計画外停止が発生し、その結果、電力広域的運営推進機関より経済的ペナルティが科された場合、その費用は買受人が負担するものとする。但し、その費用の算定に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により決定する。

(5) 系統連系受電契約

ア 買受人は、一般送配電事業者の託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者を代理して、企業局との間で、系統連系受電契約を締結すること。

イ 企業局は、新たに系統連系受電契約を希望する場合または当該契約の内容に変更が生じる場合、企業局は当該契約の締結または変更について、買受人に対して申し出るものとする。

ウ 買受人は、企業局が系統連系受電契約の変更を買受人に申し出た場合、発電

量調整供給契約の変更として一般送配電事業者へ申し出ること。

エ 一般送配電事業者が企業局との系統連系受電契約を解約する場合、買受人は、企業局の発電場所に係る発電量調整供給契約を変更するものとする。

(6) 系統連系受電サービス料金の取扱い

ア 買受人は、対象発電所を有する企業局に対して一般送配電事業者より請求される系統連系受電サービス料金（以下「発電側課金」という。）（kW 課金・kWh 課金）と同額を負担し、発電側課金相当額として電力量料金に加算した金額を支払うものとする。その他具体的な精算に関する事項は、企業局と買受人との協議により決定する。

イ 発電側課金に関する制度等に改正があった場合には、企業局と買受人との間で協議するものとする。

ウ 発電側課金に係る資料については、本プロポーザルの参加資格を有すると通知された者に提示する。

9 その他

(1) 託送供給等の契約

買受人は、一般送配電事業者との託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電及び電力受給が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で一般送配電事業者と必要な契約を締結し、契約時の写しを提出するものとする。

(2) 取引用計量器への通信線等の接続

買受人の希望により、対象発電所内に設置した取引用計量器の計量値を必要とする場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができるものとする。ただし、本契約が満了又は解除した場合は速やかに設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

(3) 契約終了時の引継事務

買受人は、本契約終了時において、次に企業局と契約を締結する者に対し、名義の変更、託送供給等約款における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 容量市場に係る企業局の対応業務への協力

容量市場へ参加している発電所について、買受人は、電力広域的運営推進機関

から企業局へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る運用や業務への協力を行うものとする。

(5) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、発電停止計画など電力広域的運営推進機関への提出等の手続きについては、すべて買受人が行うものとする。

(6) 発電バランシンググループの形成及びインバランスへの対応

ア 買受人が発電バランシンググループの形成及びインバランスに関する対応（インバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

イ 対象発電所は、本契約の範囲内において、買受人が発電契約者となる発電バランシンググループに所属するものとするが、電力広域的運営推進機関への発電計画等の提出や計画値同時同量に係るインバランス調整及び費用の負担は、買受人の責任において行うものとする。

ウ 企業局が通知した発電計画と発電実績値の間に差分が発生した場合であっても、買受人は、企業局に対してインバランス料金の請求は行わないものとする。なお、発電バランシンググループ単位で、一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるインバランス料金が発生した場合においても、企業局及び買受人間において当該料金の精算は行わないものとする。

(7) 受給運用に関する申合せ書

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた申合せ書を双方協議のうえ作成し、締結するものとする。

(8) 守秘義務

買受人は、相手方の了解を得た場合を除き、本契約の締結及び履行にあたって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。このことは、契約期間満了後又は本契約の解除後においても同様とする。

(9) 法令等の遵守

本契約の履行にあたっては、関連する諸法令や技術要件等を遵守するものとする。

(10) 地域貢献等の計画及び実績報告

買受人は、地域貢献等を実施するにあたり、その実施計画を企業局に提出する

とともに、その実施状況について企業局に報告するものとする。

(11) 定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により定めるものとする。